



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

平成16年2月10日表彰 スポーツ功労

第9回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会長野県選手団

広報広聴チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院医事事務業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の医事事務

(3) 履行期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（該当加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026（235）7143 内線 2626

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月1日 午前9時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月4日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院医事事務業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の医事事務

(3) 履行期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ
電話 026 (235) 7143 内線 2626

4 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年4月1日 午前10時
イ 場所 長野県庁西庁舎304号会議室
- (2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月4日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立阿南病院医事事務業務委託一式
- (2) 役務の特質
長野県立阿南病院の医事事務
- (3) 履行期間
平成16年7月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
下伊那郡阿南町北条2009-1
長野県立阿南病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026 (235) 7143 内線 2626

4 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月1日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月4日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立木曽病院医事事務業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県立木曽病院の医事事務

(3) 履行期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

木曽郡木曽福島町6613-4

長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026（235）7143 内線 2626

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月1日 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月4日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立こども病院医事事務業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県立こども病院の医事事務

(3) 履行期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

南安曇郡豊科町豊科3100

長野県立こども病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室 総務グループ

電話 026 (235) 7143 内線 2626

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月1日 午前11時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月4日（木）午後5時

までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SALA

3 代表者の氏名

竹入寛章

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡高遠町大字下山田727番地

5 定款に記載された目的

この法人は、子ども、障害者、高齢者等、社会的に弱い立場にある人々の人権を守り、「一人のために」の信条のもと、一人の人の声にも耳を傾け、福祉、教育、環境などに関わる事業を行うことをもって公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まんてん

3 代表者の氏名

小林 勲

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡中川村片桐7776番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・子どもを中心とする地域の人々が安心して暮らし、互いに支え合いのできる地域づくりを目指すことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッショングセンターしまむら稻葉店

長野市大字稻葉字日詰沖1382ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ツルガ

長野市上千歳町1336

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年10月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,326平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 72台

(2) 駐輪場の収容台数 20台

(3) 荷さばき施設の面積 96平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 44立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店

時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成16年2月3日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成16年2月19日から平成16年6月21日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があつたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)パークショッパーズ サンアイ

諏訪郡下諏訪町湖浜6191-3

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)パークショッパーズ サンアイ

諏訪郡下諏訪町湖浜6191

3 廃止前の店舗面積の合計

1,197平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

860平方メートル

5 廃止する日

平成16年2月25日

産業振興課

公告

茅野市における県営玉川地区第2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営玉川地区第2換地区土地改良事業換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成16年2月20日から3月18日まで
- 3 縦覧の場所
茅野市役所

農村整備課

公告

長野県日滝原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年2月19日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理 事**新 任**

氏 名 住 所
三木正夫 須坂市大字相之島479番地

退 任

氏 名 住 所
永井順裕 須坂市墨坂5丁目23番1号

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月19日

長野県公営企業管理者 古林弘充

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物品及び数量

普通乗用自動車 1台

(2) 物品の特質

車 名	トヨタセントリュー
型 式	E-VG40
車 台 番 号	VG40-013505
初 年 度 登 錄 年 月	平成5年2月
自 動 車 登 錄 番 号	長野33ぞ9457
総 走 行 距 離	53,873km
自 動 車 檢 査 証 の 有 効 期 限	平成16年2月15日
自 動 車 損 害 賠 償 責 慣 保 険 の 期 限	平成16年2月16日

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の規定により物品を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

3 入札説明書の交付期間、場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2（郵便番号 380-8570）

長野県企業局総務課

電話 026 (235) 7371

4 入札手続等

(1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所（郵送による場合を含む。）

ア 受付期間

平成16年2月19日（木）から平成16年3月2日（火）までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3の場所

(2) 入札説明会及び物品の現状確認の日時及び場所

ア 日時 平成16年2月26日（木） 午前10時30分

イ 場所 長野県庁企業局会議室及び駐車場

(3) 入札の方法

所定の入札書に所要の事項を記入の上、入札日時に入札場所に持参し、提出してください。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月3日（水） 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎303号会議室

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、入札日に、入札場所で納付してください。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、平成16年3月5日までに納付してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもつた者を落札者として決定します。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

(9) 契約書の作成の要否

必要とします。

(10) 移転登録

売買代金納入の後、買受人の責任において行ってください。

(11) 物品の引渡しの期限及び場所

ア 期限 平成16年3月10日（水）

イ 場所 長野県庁

5 その他

詳細は入札説明書によります。

総務課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

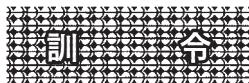
平成16年2月19日

名 称
花石設備

所 在 地
長野市若穂綿内7707番地1

長野県公営企業管理者 古林弘充
廃止年月日
平成16年2月10日

水道課



長野県訓令第1号

長野県企業局訓令第1号

長野県教育委員会訓令第1号

長野県警察本部訓令第1号

本 庁 内 部 部 局
現 地 機 関
企 業 局 本 庁
企 業 局 現 地 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 現 地 機 門
県 立 学 校
警 察 本 部

長野県人権施策推進協議会設置規程を次のように定めます。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫
長野県公営企業管理者
古林弘充
長野県教育委員会
長野県警察本部長
岡弘文

長野県人権施策推進協議会設置規程

(設置)

第1条 人権に関する施策を総合的、計画的に推進するため、長野県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、県の行う人権に関する施策について、総合的な企画、調整及び推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。
 2 会長は、知事の職にある者をもって充てる。
 3 副会長は、副知事の職にある者をもって充てる。
 4 委員は、経営戦略局長、危機管理室長、企画局長、関係部長、副出納長、企業局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。
 5 幹事は、関係課長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、会務の執行にあたる。

4 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

(地方人権施策推進協議会)

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地方事務所に地方人権施策推進協議会（次条において「地方協議会」という。）を置く。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会及び地方協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(長野県同和対策協議会設置規程の廃止)

2 長野県同和対策協議会設置規程（昭和56年長野県訓令第8号、長野県企業局訓令第3号、長野県教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

人権尊重推進課